

様式第2号（第4条関係）

春日部市パートナーシップの宣誓に関する確認書

年 月 日

私たちは、春日部市パートナーシップの宣誓に関する要綱第4条第1項の規定によりパートナーシップの宣誓をするに当たって、次の表の確認事項の内容が事実と相違ないことを確認し、同要綱の規定を遵守します。

フリガナ 氏名 \_\_\_\_\_ フリガナ 氏名 \_\_\_\_\_  
 フリガナ (通称： \_\_\_\_\_) (通称： \_\_\_\_\_)

要綱	確認事項（該当項目に「✓」をしてください。）	
第2条 第1号	(パートナーシップの関係性) パートナーシップ 次のいずれにも該当し、互いを人生のパートナーとすることを約する二人の関係にあること。 ① 双方又は一方が性的指向又は性自認に係る性的少数者であること。 ② 相互の協力により継続的な共同生活を行い、又は行うことを約していること。	
第3条 第1号	(年齢要件) 双方が成年に達した者であること。	
第3条 第2号	(住所等の要件) 次のいずれかに該当すること。	
	① 双方が市内に住所を有していること。	<input type="checkbox"/>
	② 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が宣誓書提出日から3か月以内に市内への転入を予定していること。 転入予定者 _____ (転入予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日)	<input type="checkbox"/>
③ 双方が宣誓書提出日から3か月以内に市内への転入を予定していること。 転入予定者 _____ (転入予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日) 転入予定者 _____ (転入予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日)	<input type="checkbox"/>	
第3条 第3号	(配偶者等の有無) 双方に現に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）及びパートナーシップにある者がいないこと。	
第3条 第4号	(近親者等でない) 民法第734条及び第735条の規定により、婚姻をすることができないとされている者同士でないこと。ただし、パートナーシップにある者同士が養子縁組をしている場合は除く。	

要綱	注意事項（内容をご理解いただけたら「✓」をしてください。）	
第7条	(証明書等の再交付) 宣誓書の保存期間内において、紛失、毀損等の事情により証明書等の再交付を希望するときは、春日部市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書を提出すること。	
第11条	(証明書等の無効) 虚偽その他不正な方法等により証明書等の交付を受けたこと又は証明書等を不正に使用したことが判明した場合で、市長が証明書等を無効としたときは、当該証明書等を返還しなければならないこと。	